

上丹生生産森林組合の歴史と現状

岡部保信（上丹生生産森林組合理事）

はじめに

私は、父岡部定信（大正7年～平成11年）が上丹生生産森林組合の現職の組合長時代から事務局を手伝い、約30年近く組合運営に携わって来た。群馬県には生産森林組合は53組合あり、合計経営森林面積3,446ha、1生産森林組合当り平均65haであり、経営森林面積24haの上丹生生産森林組合は小規模の方に属する。当組合の平成31年1月末現在の組合員は191名、出資金95万5,000円で、通常総会は毎年3月末に開催し、役員会は年1～2回程度開催する。現地稲荷谷森林を150m南東に下ると上丹生・下丹生の水道水源地鳴澤がある。上丹生生産森林組合の現地森林は、この水道水源地を守って大切な役目を果たしている森林で、「公益性の高い事業を行い、かつ営利を目的とした事業を行っていない」という理由で、富岡市の法人市民税均等割6万円が毎年免除されている。

本日は、このような研究会の場をお借りして、組合の歴史、現状、課題などを報告し、皆さま方にこれからの上丹生生産森林組合の方向性など、ご助言戴ければと思います。

1. 上丹生生産森林組合の歴史

(1) 富岡市と上丹生地区の位置

富岡市は、群馬県南西部の市である。関東平野の北西端に位置しており、南東には甘楽郡甘楽町、南西には同郡下仁田町、北には安中市が隣接している。市の西端には日本三大奇景の一つとされる妙義山がある。人口:48,464人(令和元年8月1日現在)、面積:122.9km²である。

上丹生地区は、富岡市丹生地区の1つの大字で、富岡市街地から北西10km離れている。現在戸数311戸、人口703人(令和元年8月1日現在)である。上丹生生産森林組合の現地森林の上丹生稲荷谷は、大桁山(標高836m)の中腹にあり、富岡市妙義町大久保地区と隣接している。前述したが、下方南東150mに鳴澤水源地がある。県道菅原・一ノ宮線が森林内を通り、林道稲荷谷線665mも開設されており、博物館相当施設岡部温故館より西方1.5kmに位置している。近隣には妙義カントリークラブとシルクカントリークラブの2つのゴルフ場がある。

(2) 法人設立までの経緯

1) 現地森林の所有者の変遷

現上丹生生産森林組合の現地森林の富岡市上丹生稲荷谷2038番は、不動産登記法が

明治32年に制定された時は官有地であった。明治41年4月北甘楽郡旧丹生村上丹生大塚周作外7名に売買、その後44年7月北甘楽郡丹生村に売買され¹⁾、昭和34年9月に安光寅吉外226名の上丹生の住民は、丹生村から富岡市との町村合併にからむ経緯もあり金100万円で買い受けた¹⁾。

2) 旧公団造林との出会い

上丹生の共有山になった現地森林の稲荷谷2038番は、登記上の地積は約13haであるが前述のように実測は24haである。団地の下方部分約10haは昭和35年4月の富岡市との市町村合併前のスギの自力造林であり、上方部14haは雑木林であった。

当時の組合長岡部定信は、稲荷谷森林の上方部14haの雑木林の人工林化を目指した。しかし、父定信は晩年当時のことを、「山林は割安に買い受けても其の山に植林し、下刈枝打等を継続して山を育てることは並大抵のことではなく、それに莫大な経費がかかるので、大面積造林などと云うことは云うべくして不可能のことであった。」とし、「丁度昭和38年、全国公団造林の前橋出張所が出来、事業を開始したばかりの時期に際会していたので、是非この制度のお世話になりたいと思い、前橋の事務所にお伺いした。」²⁾と、この森林と旧公団造林制度（現水源林造成事業）との出会いを述懐している。

3) 地目変更と生産森林組合の設立

旧公団造林は保安林を対象にしているということから、昭和38年（登記簿上は昭和41年11月18日）に地目を普通林から保安林へ編入してもらった。また、共有林の場合は個々の個人を契約者とすることはできないということから、昭和39年1月20日上丹生生産森林組合設立の登記も完了した³⁾。組合設立時の組合長理事は岡部定信（以来平成11年9月18日まで在任 35年間）以下9名、監事は大塚正巳以下3名、払込出資の総額113万5,000円、出資1口の金額5,000円、出資の総口数227口、出資払込の方法は、「富岡市上丹生字稲荷谷1038番地に共同所有山林の現有物を以てこれに充当する」と現物出資で、組合員206名であった。

2. 旧公団造林の経緯と現状

(1) 拡大造林の開始

旧公団造林は、表1に示すように昭和39年、40年、41年と3年に亘り行われた。昭和39年スギ5.50ha、同40年スギ4.00ha・ヒノキ0.80ha 計4.80ha、同41年スギ2.74ha・ヒノキ1.00ha 計3.74haであり、同53年改植スギ1.31haを行った。旧公団造林契約地（現分取造林契約地）の現況は、表1に示すようにスギ12.24ha、ヒノキ1.80ha、合計14.04haの植栽がされている。

(2) 施業履歴

まず昭和39年植栽の部分（5.50ha）について例をとると、下刈を昭和39～44年に8回、補植を同40年1回スギ4,200本・ヒノキ4,600本、つる切を同46～56年に5回、除伐を同51～62年5回、枝打を昭和56、58年の2回、保育間伐を平成4、10、16年の3回行っている。以下同40年植栽、同41年植栽部分もほぼ同様に施業を行っている。昭和53年補植部分（植栽面積1.31ha）については、下刈を同54～58年に5回、つる切を

同59、62年と2回、除伐を同62、平成4年と行った。

現在の森林資源構成をみると、表2に示すようにスギXI齢級9.93ha、IX齢級1.31ha、ヒノキXI齢級1.80haである。

また、旧公団（現森林研究・整備機構）との契約において、「満50年」の地上権の存続期間満了を迎えるにあたり、平成24年6月6日に変更を申し入れ、存続期間「満95年」に改めた。また、今後、森林研究・整備機構との協議に基づいて決定する主伐の方法も、小面積分散伐採（伐採時期を分散させ、かつ、伐採面積を小面積に分散させる）を基本とすることになった。

表1 植栽面積(現況)

単位：ha

植栽年度	区分	植栽樹種		計
		スギ	ヒノキ	
S39	新植	5.19		5.19
S40	新植	3.76	0.80	4.56
S41	新植	1.98	1.00	2.98
S53	改植	1.31		1.31
計		12.24	1.80	14.04

資料：森林研究・整備機構 前橋水源林整備事務所提供

表2 旧公団造林契約地の森林資源構成表

樹種	齢級	面積(ha)
スギ	XI	9.93
スギ	IX	1.31
ヒノキ	XI	1.80
計		13.04

資料：森林研究・整備機構 前橋水源林整備事務所提供

表3 自力造林部分の森林資源構成表

樹種	林齢	面積(ha)
スギ	XIV	1.30
スギ	XIII	9.42
カラマツ	XIV	0.40
広葉樹	XIII	0.84
計		11.96

資料：竈川東部森林組合提供

3. 自力造林の森林状況

(1) 造林の経過

森林簿より推測すると自力造林の箇所は、昭和27年にスギ、カラマツの植栽に着手しているが、大部分樹種はスギで同29年2.74ha、同31年に6.68ha植栽された。表3より齢級で見ると、スギのXIII齢級9.42haが中心である。前述のように昭和39年1月上丹生生産森林組合が設立され、森林上方の雑木部分に公団造林により拡大造林が始められる。その当時この自力造林部分約10haは、8～12年生の下刈が上がるか上がらない程度の植林地と考えてよい。

(2) 森林経営計画による森林整備

1) 森林経営計画とは何か

自力造林のこの森林部分については、施業履歴の資料が残っていないので、平成26年9月より平成30年2月まで行われた「森林経営計画」による森林整備について報告

する。

森林経営計画制度は、昭和43年に森林施業計画制度ができて、それがベースになり平成23年4月に創設され、翌年4月から運用された。森林経営計画とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画である。

表4 森林経営計画認定の要件

種類	計画名	内容、基準等
1	林班計画	森林基本図で定められている「林班」を基準とした計画 認定基準：林班の1/2以上の面積の所有者の参画が必要
2	区域計画	市町村森林整備計画で定められた区域を基準とした計画 認定基準：区域内で30ha以上の所有者の参画が必要 単独の所有者を基準とした計画
3	属人計画	認定基準：所有森林が100ha以上あることが必要 但し、2つの市町村以上をまたぐ場合は認定者が県知事となる

資料：釧川東部森林組合提供

計画認定の要件は表4に示した通りである。今迄の森林施業計画制度と違い上記認定要件に沿った計画書をつくり、市町村長等に認定申請を行う。森林経営計画のメリットは、概ね森林施業計画の時と同様だが、補助金については、森林施業計画制度のときは、森林施業計画の森林でなくても国の造林補助金が一定の額を受けられたが、現在は、森林経営計画を受けていないと国の造林補助金は一切受けられなくなっている⁵⁾。

なお、メリットとして一つ新しく加わったものがある。平成23年の再生エネルギー法に基づく「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度」により、森林経営計画の森林から伐採された木材を燃料として発電された電気は、そうでない森林の木材に比べて、電力会社等による調達価格が高額になることが加わった⁶⁾。

上丹生地区の森林経営計画の関係者は、7者（一般財団法人、生産森林組合、会社、個人）である。総面積47.18haのうち、針葉樹44.27ha、広葉樹2.91haであり、広葉樹のみの所有者には、作業道開設に伴い協力要請を行った。

2) 作業道の開設

平成26年10月森林経営計画を実行するにあたり、森林内に3路線895mの作業道を開設した。この3路線の作業道は同28年7月から同29年2月林業作業道総合整備事業において改良され、路盤工（敷砂利）を行った。

3) 搬出間伐

この自力造林部分周囲測量9.43ha、施業面積8.96haを平成28年7月～11月にかけて搬出間伐を行った。受託造林部分は表5に示したように補助金収入から伐出経費（刈払・つる切り含む）等を差し引くと－340万8,285円（A）となった。

表5 受託造林部分

項目	金額(円)	備考
収入 補助金	4,737,848 ①	8.96ha
経費 伐出費	7,083,594	
受託造林手数料	1,062,539	伐出費の15%
	8,146,133 ②	
収入-経費 ①-②	-3,408,285 (A)	

資料：鍋川東部森林組合提供

受託販売部分は表6に示したように、木材売上合計は829万568円で、内訳はスギ2m、3m材が材積571.943m³、金額527万3,608円で約6割の比重を占めた。費用は山の土場から市場までの運賃129万4,686円等で、収入-費用は607万9,597円(B)であった。

表6 受託販売部分

収入	項目	金額(円)	木材種類・規格	材積	単位
	木材売上	1,412,168	スギ4m	121.134	m ³
	木材売上	5,273,608	スギ2m、3m	571.943	m ³
	木材売上	75,530	スギ用材径16-18cm	13.987	m ³
	木材売上	875,728	スギ用材径20cm	147.429	m ³
	木材売上	653,534	スギ チップ材	201.708	t
	計	8,290,568 ③		1,056.200	
費用	項目	金額(円)	備考		
	運賃	1,294,686	西部陸送		
	市場経費	484,131	下仁田森林組合、渋川県産材センター		
	販売手数料	432,154	木材売上の6%		
	計	2,210,971 ④			
収入-経費 ③-④		6,079,597 (B)			

資料：鍋川東部森林組合提供

最終的には森林経営計画による今回の作業道開設・間伐は、受託造林部分-340万8,285円(A)と受託販売部分607万9,597円(B)を加え、作業道負担金51万8,000円差し引いて、精算額215万3,312円ということになった。

4. 今後の課題

第1に、地区内に組合員の相続人がいなくなるという問題である。本年の6月末組合の役員会を開催し、組合員名簿の整理を行い、上丹生地区に住んでいない組合員の脱退手続きを行った。組合員の資格が、「上丹生地区に住んでいる人」という限定があるからである。その結果、現在の時点で17人の脱退手続きを行った。組合員の子供が親と同居して、上丹生地区にいない。この傾向は、今後ますます進むと考えられる。

第2に、組合運営資金の問題である。現在組合の定期預金が200万円、普通預金が20万円余りある。毎年10～15万円近く通常総会開催費、税理士の会計料等の費用がかかる。

計算上今後15年前後は組合運営ができるが、将来はどうするのかという問題がある。現在は組合費を徴収せず、「上丹生生産森林組合の森林は、毎日飲む水道水の鳴澤水源地を守る大切なものだ」ということで了解してもらっている。しかし、将来毎年組合費を徴収すれば、組合の脱退者が増えたり、森林の売却の話ができることが予想される。現在県内でも運営資金がなくて総会も開催できず、休眠状態の生産森林組合もあると聞いている。

最後に、旧公団造林地もXI齢級の森林になり、また、自力造林の部分も森林経営計画のお陰で作業道が入り間伐もできた。しかし、生産森林組合の運営は、100人以上の組合員が相手であり役員も3年ごとに変わっていき、個人の森林所有よりある面大変難しいと感じる。

以上のことから、皆さま方にご意見、ご指導を賜りながら組合経営に役立てていきたいと考えております。ご清聴有難うございました。

参考

- 1) 岡部定信『塞翁馬』あさを社、平成10年、219頁
- 2) 森林計画研究会編『森林経営計画ガイドブック 平成30年度改訂』全国林業改良普及協会、平成30年
- 3) http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/pdf/gaiyou2704.pdf (令和元年8月14日取得)